

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大洲市病院事業管理者

### 1. 全職員に係る情報（医師を除く）

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 99.6%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 53.6%                           |
| 全職員               | 82.4%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報（医師を除く）

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —                               |
| 本庁課長相当職     | 101.0%                          |
| 本庁課長補佐相当職   | 103.7%                          |
| 本庁係長相当職     | 100.7%                          |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 88.2%                           |
| 31～35年 | 91.8%                           |
| 26～30年 | 94.1%                           |
| 21～25年 | 95.3%                           |
| 16～20年 | 81.3%                           |
| 11～15年 | 96.2%                           |
| 6～10年  | 102.5%                          |
| 1～5年   | 81.2%                           |

#### 【説明欄】

- ・医師については、他職種より給与水準が高いことに加え、人員及び年齢の男女比に大きな偏りがあり、全体の給与額算出に与える影響が大きいため、算出対象から除外している。
- ・会計年度任用職員のうち、日額又は時給の給与形態をとる職員は、勤務時間数が全体の給与額算出に与える影響が大きいため、算出対象から除外している。
- ・扶養手当については、主たる生計維持者である男性職員に支給している場合が多く男女の給与の差異が生じる要因の一つとなっている。
- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」については、該当職員が存在しないため「—」と表示している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。